

北上市告示甲第28号

北上市生産性向上サポート補助金交付要綱（令和7年北上市告示甲第93号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月19日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助対象事業)</p> <p>第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの事業とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>DX推進事業</u>（補助対象者がICT、IoT、AI、ロボット、センサー、ITツール等の活用により、生産工程や業務プロセスにおける生産性向上を図る取組をいう。）</p> <p>(5) <u>省力化推進事業</u>（<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業省力化投資補助金</u>（以下「<u>中小企業省力化投資補助金</u>」という。）又はサービス等生産性向上IT導入支援事業事務局が実施するサービス等生産性向上IT</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの事業とする。<u>ただし、第1号から第4号までに掲げる事業にあっては、補助対象者が行う第2第2号アからウまでに掲げる事業に係るものに限る。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>DX・現場改善事業</u>（補助対象者がICT、IoT、AI、ロボット、センサー、ITツール等の活用により、生産工程や業務プロセスにおける生産性向上を図る取組をいう。）</p> <p>(5) <u>省力化推進事業</u>（<u>国補助金</u>（次のいずれかに掲げるものをいう。）を活用する取組をいう。）</p>

導入支援費補助金（以下「サービス等生産性向上IT導入支援費補助金」という。）を活用する取組をいう。）

（補助対象経費）

第5 [略]

2 補助対象経費の適用範囲及び算定方法は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、市内に所在する事業所にかかる経費に限る。

3 [略]

（補助金の額）

第6 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業省力化投資補助金（以下「中小企業省力化投資補助金」という。）

イ 中小企業デジタル化・AI導入支援事業事務局が実施する中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金（以下「中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金」という。）

ウ 厚生労働省が実施する中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（機械装置等購入費に限る。）（以下「業務改善助成金」という。）

2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けて実施した補助対象事業の取組内容と同一の取組内容は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第5 [略]

2 補助対象経費の適用範囲は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、市内に所在する事業所にかかる経費に限る。

3 [略]

（補助金の額）

第6 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

とし、同一の補助対象者に対する補助金の額は1会計年度につき50万円を限度とする。

別表第1（第5関係）

補助対象事業	補助対象経費
[略]	
D X 推進事業	[略]
省力化推進事業	<u>中小企業省力化投資補助金又はサービス等生産性向上 I T 導入支援費補助金の補助対象経費</u>

様式第1号（第7関係）

[略]

3 誓約事項（に✓を記入してください。）

代表者及び役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと及びそれらと密接な関係を有しないことに、相違ありません。

とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。

(1) 第4第1号から第4号までに掲げる事業 50万円。ただし、別表2で定める機械装置費又はシステム構築費を含む補助対象事業は200万円

(2) 第4第5号に掲げる事業 200万円

2 補助金の交付は、同一年度内において同一の補助対象者につき1回限りとする。

別表第1（第5関係）

補助対象事業	補助対象経費
[略]	
D X ・ 現場改善事業	[略]
省力化推進事業	<u>中小企業省力化投資補助金、中小企業デジタル化・A I 導入支援事業費補助金又は業務改善助成金の補助対象経費</u>

様式第1号（第7関係）

[略]

3 誓約事項（に✓を記入してください。）

代表者及び役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと及びそれらと密接な関係を有しないことに、相違ありません。

機械装置費又はシステム構築費の場合、市による現地確認に同意します。

[略]

(省力化推進事業のみ)

北上市が、国補助金の交付決定元に対し、交付決定状況について確認することに同意します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。